

【安全衛生管理】 職場における受動喫煙防止対策について

職場の受動喫煙防止対策（事業者・事業場の実情に応じた適切な措置をとること）が平成 27 年 6 月 1 日より労働安全衛生法の改正により、努力義務となりました。（平成 26 年 6 月 25 日安衛法改正）この対策をどうすべきか、現状認識とその対策を平易に述べるものです。

1. 対称事業場： 資本金や常時雇用する労働者の数にかかわらず、全ての事業者が対象です。
2. 受動喫煙とは： 室内と室内に準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることです。
3. たばこ煙の現状認識・受動喫煙で何（死亡、疾病、障害）が起きる：
喫煙が健康に及ぼす悪影響については、長い研究の歴史があり、その研究成果が蓄積されています。死亡、疾病、障害を引き起こすことは科学的に明らかになっており公的において以下が報告されています。
 - 1) 肺がんへの影響： 喫煙男性は、非喫煙者に比べて肺がんによる死亡率が 4.5 倍高くなっている。
 - 2) 妊婦・胎児への影響： 妊娠中の喫煙は、母体への影響だけでなく、胎児の発育に対する悪影響も懸念されます。喫煙している妊婦は、喫煙していない妊婦に比べて、低出生体重児を出産する頻度が約 2 倍高くなっており、さらに、早産、自然流産、周産期死亡（妊婦 28 週以降の死産と、生後 1 週間以内の早期新生児死亡）の危険性が高くなっています。
 - 3) 呼吸器・口腔への影響： 喫煙により、空気の通り道である気道や肺自体影響を及ぼすことが知られています。このため、喫煙は呼吸困難や運動時の息切れなどの特徴的な肺気腫、慢性気管支炎などの呼吸疾患の原因と関連しています。さらに歯周病の発症と関連があるとの報告があります。
 - 4) 循環器への影響： 喫煙者は、非喫煙者に比べて虚血性心疾患（心筋梗塞や狭心症など）での危険性が 1.7 倍高くなるという報告もあります。脳卒中についても、喫煙者は、非喫煙者に比べて死亡の危険率が 1.7 倍高くなるという報告があります。
 - 5) 労働災害及びヒヤリハットの発生並びに病欠率の関係： 喫煙者は非喫煙者に比べて、労働災害及びヒヤリハットの発生率が有意義（統計的に）に高いこと（労働災害は 1.49 倍）、喫煙者はインフルエンザを含む上気道炎症による病欠率が高いこと、また、喫煙者の年間医療費（年間総医療費、喫煙関連疾病）は有意に高い（1 日 20 本以上の喫煙で、非喫煙者の 1.36 倍）という報告もあります。

4. 主流煙と副流煙.

たばこの煙は、喫煙者が吸い込む「主流煙」と燃えているたばこから立ち昇る「副流煙」に分けられます。ニコチン、タール、一酸化炭素などの有害物質の発生は、主流煙より副流煙の方が多く中には主流煙の数十倍にのぼる量が副流煙に含まれる有害物質もあります。また、主流煙は酸性ですが、副流煙はアルカリ性で、目や鼻の粘膜を強く刺激します。受動喫煙者は副流煙の混合物を吸うことになり、副流煙の方が有害物が多く、85%を占めると云われています。その結果、受動喫煙者は、喫煙者より以上の罹病被害になると見られています。

5. 職場における受動喫煙防止対策の進め方

1) 体制の確立

経営幹部……企業の経営幹部は衛生委員会や安全衛生委員会などの場を通して、労働者の受動喫煙防止対策に対する意識や意見を十分に把握し、各々の事業場における適切な対策を決定するよう努力することが必要です。

管理者……経営幹部の基本方針、改正法の趣旨を十分に理解し、対策の推進のために積極的に取り組むことが期待されます。

労働者……労働者の受動喫煙防止対策の推進ためには、労働者の意識や行動が重要です。

経営幹部の施策や基本方針に対し、積極的に意見を述べる土壌を醸しだし、検討を

加え、必要と認めるときは措置を講ずべきです。

2) 施設・設備（ハード面の対策）

イ. 敷地内全面禁煙（屋外も含めた事業構内を全て禁煙とする）

労働者に喫煙者がいる場合、喫煙者の理解が必要になります。敷地外での喫煙による近隣からの苦情や場内で喫煙ルール違反が考えられます。全面禁煙では喫煙者にルールの理解と遵守の気運を醸成する必要があります。

ロ. 屋内全面禁煙（屋外喫煙所）

事業場の建物内は全て禁煙とし、喫煙可能な場所を屋外喫煙場所に限定することです。



屋外喫煙所の例

ハ. 空間分煙（喫煙室）

屋内で一定の要件を満たす喫煙専用の部屋（喫煙室）を設置し喫煙室以外の屋内を禁煙とすることです。

The image contains two posters. The left poster is titled '全面禁煙' (全面禁煙) and states '建物や車両内全体を常に禁煙とすること。' (Always prohibit smoking throughout the building and vehicles). It includes an illustration of a staff member and a customer at a counter. The right poster is titled '空間分煙' (空間分煙) and states '喫煙室でのみ喫煙を認め 喫煙室以外の場所を禁煙とすること。' (Allow smoking only in the smoking room, prohibit smoking elsewhere). It includes an illustration of a smoking room with a door and a fan. A red callout box points to the fan with the text '喫煙室のドア付近で気流0.2 m/sec 以上が必要です' (Airflow of 0.2 m/sec or more is required near the smoking room door). Another red callout box points to the room with the text '空間分煙喫煙室の一酸化炭素濃度 10 ppm 以下、浮遊粉塵濃度 0.15mg/m³の規制があります。' (There are regulations for carbon monoxide concentration of 10 ppm or less and suspended dust concentration of 0.15 mg/m³ in the smoking room).

6. 「受動喫煙防止対策助成金」のご案内

条件に合致した場合に、受動喫煙防止対策にかかる費用の1/2（上限200万円）が助成されます。着工前に各地の労働局（健康課または健康安全課）に申請書を提出する必要があります。

7. 電話相談・講師派遣（全事業者が利用可能、利用無料）

受動喫煙防止対策について、電話相談を行っています。

相談ダイヤル：050-3357-0777（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会

8. 測定機器貸し出し（全事業者が利用可能、利用無料）

申し込み受付ダイヤル：050-3642-2669（株）アマラン

以上